第十七類	一～十　［略］ 十一　接着テープ（医療用、事務用又は家庭用のものを除く。）
第十八類	［略］
第十九類	一～十五　［略］ 十六　可搬式家庭用温室（金属製のものを除く。）　人工池（金属製のものを除く。）　人工魚礁（金属製のものを除く。）　セメント製品製造用型枠（金属製のものを除く。）　旗掲揚柱（金属製のものを除く。）　吹付け塗装用ブース（金属製のものを除く。）　養鶏用かご（金属製のものを除く。） 十七～二十二　［略］ 二十三　屋外用ブラインド（金属製又は織物製のものを除く。）
第二十類	一～八　［略］ 九　愛玩動物用ベッド　アドバルーン　犬小屋　うちわ　屋内用ブラインド　買物かご　懐中鏡　鏡袋　額縁　家庭用水槽（金属製又は石製のものを除く。）　きゃたつ及びはしご（金属製のものを除く。）　工具箱（金属製のものを除く。）　小鳥用巣箱　ししゅう用枠　植物の茎支持具（金属製のものを除く。）　食品見本模型　すだれ　扇子　装飾用ビーズカーテン　タオル用ディスペンサー（金属製の

第十七類	一～十　［略］ ［新設］
第十八類	［略］
第十九類	一～十五　［略］ 十六　可搬式家庭用温室（金属製のものを除く。）　人工池（金属製のものを除く。）　人工魚礁（金属製のものを除く。）　セメント製品製造用型枠（金属製のものを除く。）　旗ざお（金属製のものを除く。）　吹付け塗装用ブース（金属製のものを除く。）　養鶏用かご（金属製のものを除く。） 十七～二十二　［略］ ［新設］
第二十類	一～八　［略］ 九　愛玩動物用ベッド　アドバルーン　犬小屋　うちわ　屋内用ブラインド　買物かご　懐中鏡　鏡袋　額縁　家庭用水槽（金属製又は石製のものを除く。）　きゃたつ及びはしご（金属製のものを除く。）　工具箱（金属製のものを除く。）　小鳥用巣箱　ししゅう用枠　植物の茎支持具（金属製のものを除く。）　食品見本模型　すだれ　扇子　装飾用ビーズカーテン　タオル用ディスペンサー（金属製の

	ものを除く。）　つい立て　手持ち式旗ざお（金属製のものを除く。）　ネームプレート及び標札（金属製のものを除く。）　ハンガーボード　美容院用椅子　びょうぶ　日よけ　風鈴　ベンチ　帽子掛けかぎ（金属製のものを除く。）　マネキン人形　木製又はプラスチック製の立て看板　郵便受け（金属製又は石製のものを除く。）　揺りかご　幼児用歩行器　洋服飾り型類　理髪用椅子 十～十四　［略］
第二十一類	［略］
第二十二類	一～十三　［略］ 十四　織物製屋外用ブラインド
第二十三～二十七類	［略］
第二十八類	一～八　［略］ 九　運動用具 ㈠～㈥　［略］ ㈦　浮袋　サポーター　シーソー　水泳用浮き板　スケートボード　スターターピストル　すべり台　縄跳び用の縄　バトントワリング用バトン　パラグライダー　ハンググライダー　ぶらんこ　ライン引き　ロージン ㈧　［略］

	ものを除く。）　つい立て　ネームプレート及び標札（金属製のものを除く。）　ハンガーボード　美容院用椅子　びょうぶ　日よけ　風鈴　ベンチ　帽子掛けかぎ（金属製のものを除く。）　マネキン人形　木製又はプラスチック製の立て看板　郵便受け（金属製又は石製のものを除く。）　揺りかご　幼児用歩行器　洋服飾り型類　理髪用椅子 十～十四　［略］
第二十一類	［略］
第二十二類	一～十三　［略］ ［新設］
第二十三～二十七類	［略］
第二十八類	一～八　［略］ 九　運動用具 ㈠～㈥　［略］ ㈦　浮袋　サポーター　シーソー　水泳用浮き板　スケートボード　スターターピストル　すべり台　縄跳び用の縄　バトントワリング用バトン　パラグライダー　ハンググライダー　ぶらんこ　ホイッスル　ライン引き　ロージン ㈧　［略］